

株式会社ケーブルテレビ富山 光デンワ（ケーブルプラス電話）規約

（規約の適用）

第1条 本規約は、株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます）に基づき、KDDI株式会社およびJCOM株式会社（以下「KDDI等」といいます）より当社を介して光デンワ（ケーブルプラス電話）サービス（以下「光デンワ（ケーブルプラス電話）」）といいます）の提供を受ける者（以下「契約者」といいます）との間における、契約の条件、設備の設置、料金の請求等について適用します。

（約款およびプライバシーポリシーの承認）

第2条 契約者は、本規約を承認するとともに、ケーブルプラス電話約款、KDDI等プライバシーポリシー、当社プライバシーポリシーを承認するものとします。

（本サービスの内容）

第3条 本サービスの内容は、次のとおりとします。

（1）端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記17で定める端末設備を契約者に貸与するサービス

（2）工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

（設備の設置）

第4条 契約者は、光デンワ（ケーブルプラス電話）への申し込みをもって、当社が光デンワ（ケーブルプラス電話）に必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。工事および保守等は当社指定の機器、工法等により、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。契約者が設備の移設工事を申し込んだ場合も同様とします。

2 施設の設置、移設、保守の工事を行うために必要がある時は、契約者の承認を得て契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等は無償で利用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係者へは契約者があらかじめ承認を得ておくものとし、利害関係者との交渉に関して責任を負うものとします。

3 共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

（端末設備貸出サービス）

第5条 当社は、契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスを契約者に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、第12条（当社が行う契約の解除）、または第16条（反社会的勢力の排除）第3項の定めによる解除の場合、および第15条（解約）に定める解約の場合、契約者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社が料金表に定める機器損害金を請求します。

（便宜の提供）

第6条 当社または当社の指定する業者は、設備の検査・修復・撤去を行うため、契約者の承諾を得て、契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合、契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

（債権の譲渡等）

第7条 契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社およびKDDI等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

（工事費）

第8条 第4条（設備の設置）第1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「工事費」といいます）は契約者負担とし、当社の指定する日に料金表に定める工事費を支払うものとします。

（料金等）

第9条 KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

2 第7条（債権の譲渡等）に基づきKDDI等が当社に債権譲渡した料金（以下「利用料」といいます）の支払方法は、口座振替を原則とします。また、当社が指定するブランドのクレジットカードでの支払も可能とします。なお、この場合の支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。

3 工事費の支払方法は、当社が別途指定する方法によるものとします。

4 契約者が、利用料および工事費の支払を不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

5 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過しても

なお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の延滞利息を、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10 日以内に支払があった場合はこの限りではありません。

(サポート)

- 第10条 契約者が光デンワ（ケーブルプラス電話）を利用できない場合は、契約者の設備、利用様態に問題が無いことを確認のうえ、当社に申告していただきます。
- 2 前項の申告に基づき、当社は当社およびKDDI等の設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）の為の手配を行います。ただし、利用環境、様態および申告の時間帯等により対応できない、または相応の時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備、利用様態に問題がある場合、ならびに当社またはKDDI等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

(サービスの利用停止等)

- 第11条 契約者が利用料金・工事費等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない場合を含みます）は、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、光デンワ（ケーブルプラス電話）を利用停止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、光デンワ（ケーブルプラス電話）を利用停止するときは、あらかじめその理由、利用停止する日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、施設管理の必要上、または天災事変等、当社の責に帰さない事由によりサービスの利用を停止することがあります。ただし、本項の停止による損害の賠償には応じません。

(当社が行う契約の解除)

- 第12条 当社は、第11条（サービスの利用停止等）の規定により利用停止をされた契約者が、利用料金・工事費等の債務についてなお支払わない場合は、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、その契約を解除することがあります。
- 2 第6条（便宜の提供）の規定に反して、当社または当社の指定する業者の立入りによる業務の実施を契約者が正当な理由なく拒否された場合には、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項、2項の規定により、光デンワ（ケーブルプラス電話）の契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。
- 4 当社が第1項、2項の規定によりケーブルプラス電話契約の解除を行ったのちに、契約を解除された者が利用料金・工事費等の債務を完済するなど契約解除の原因を解消した場合、当社は光デンワ（ケーブルプラス電話）の再契約に応じます。

ただし、この場合、契約の解除前に利用していた電話番号の再利用はできません。

(承諾の限界)

第13条 当社は、契約者からの工事その他の依頼があった場合に、その依頼を承諾することが技術的に困難であるとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その依頼を承諾しないことがあります。この場合は、依頼者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用の一時中断)

第14条 当社は、光デンワ（ケーブルプラス電話）の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます）の受付を行います。ただし、その期間の利用料（月額基本料等）の支払いを要します。

(解約)

第15条 契約者は、光デンワ（ケーブルプラス電話）を解約するときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき当社に申し出るものとします。

2 番号ポータビリティ制度を利用している契約者が光デンワ（ケーブルプラス電話）を解約するときは、契約者は、当社への解約申し出の前に他社への番号ポータビリティ手続きを完了しておくものとします。なお、他社との契約に伴い発生する費用については、すべて契約者の負担とします。

3 光デンワ（ケーブルプラス電話）を解約する場合、契約者は利用料（月額基本料等）を解約日の属する月分まで支払うものとします。

4 光デンワ（ケーブルプラス電話）を解約する場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたしますが、その費用は契約者の負担とします。なお、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物および電話配線等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第16条 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者が前二項に違反した場合、当社は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに契約を解除することができるものとします。

4 当社は、第3項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとします。

(規約の変更)

第17条 当社は必要に応じて本規約を変更することができるものとし、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が本規約を変更した場合は、契約者に対して、変更内容を当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に契約者は当該掲載内容を了解したものとみなすものとします。

以上

2024年1月12日

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ホームゲートウェイ機器の貸出

- (1) 当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結している1の光デンワ（ケーブルプラス電話）契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。

2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

- (1) 当社は、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所（但し、光デンワ（ケーブルプラス電話）サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
- (2) 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3) ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4) 当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等

- (1) 契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
- (2) 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- (3) 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます。）を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。

- (4) 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別に定めるホームゲートウェイ機器購入代金相当額を請求できるものとします。

4. 責任の範囲

- (1) 当社およびKDDI株式会社およびJCOM株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

株式会社ケーブルテレビ富山 光デンワ（ケーブルプラス電話）料金表

- ・表記説明
 - (1) 特記事項なき料金は、1 台（単位）あたりの月額利用料です。
 - (2) 料金はすべて税込みです。（ ）内の料金は、税抜き料金です。

1、基本料金
ケーブルプラス電話約款の規定によります。

2、付加機能（オプション）料金
ケーブルプラス電話約款の規定によります。

3、手数料
(1) 書面発行に関する手数料

項目	料金	内容
請求書発行手数料	110 円（100 円）	請求書、利用明細などの発行、郵送が対象となり、1 通あたりの料金です。
インボイス発行手数料	220 円（200 円）	A4 用紙 20 枚以下
	385 円（350 円）	A4 用紙 21 枚以上

4、料金割引表
当社との契約に応じて、以下の種類の割引がありますが、複数の割引を併用することはできません。
(1)セット割

光テレビの付加機能（オプション）で「C+STB2（4K スマート・4K スマートプラス）」を選択された場合は、本割引ではなく、「C+STB2 専用セット割」が適用されます。

光ネット契約	光テレビ契約	光デンワ契約	光デンワのセット割引額
光ウルトラ 10G 光ハイパー1G 光エクセレント 300 光エントリー100 光ベーシック 2 光マンション 10G 光マンション 1G 光マンション 300M(け〜ぶる〜む割引非適用者)	光プレミアム 光スタンダード	有	▲363 円（▲330 円）

光マンション 300M (け〜ぶる〜む割引適用者) 未契約			▲110 円 (▲100 円)
光ウルトラ 10G 光ハイパー1G 光エクセレント 300	無		▲242 円 (▲220 円)
光ハイパー1G (2 年定期契約)			▲308 円 (▲280 円)
光エントリー100 光ベーシック 2 光マンション 10G 光マンション 1G 光マンション 300M			▲110 円 (▲100 円)
光ハイパー1G (2 年定期契約)		光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ	▲913 円 (▲830 円)

(2) C+STB2専用セット割

光テレビコースの付加機能（オプション）「C+STB2（4Kスマート・4Kスマートプラス）」を選択された場合に適用されます。

光ネット契約	光テレビ契約	光デンワ契約	光デンワのセット割引額
光ハイパー1G 光ハイパー1G (2 年定期契約) 光エクセレント 300 光マン ション 300M	光プレミアム 光スタンダード	有	▲913 円 (▲830 円)

(3) ドコモ光タイプCセット割引

光テレビ契約	ドコモ光タイプC 契約	光デンワ契約	タイプCセット割引額
光コミュニティ	有	有	▲198 円 (▲180 円)
無	有	有	▲913 円 (▲830 円)

5、工事費

項目	区分	建物形態	光ネット契約	料金
光デンワ 標準工事 費	新規	戸建	光ネット契約あり	15,840 円 (14,400 円)
		集合住宅	光ネット契約なし	26,400 円 (24,000 円)
		集合住宅 (R-FoG 方式)		10,560 円 (9,600 円)

6、機器損害金

機器名	型番	機器損害金
-----	----	-------

D-ONU	FTE6083-BAN	9,900 円 (9,000 円)
	FTE6083-BAL	14,300 円 (13,000 円)
	FTE7757-BAX	45,100 円 (41,000 円)
	FTE7653-DAX	31,900 円 (29,000 円)
HGW	BL171VA (K2)	16,500 円 (15,000 円)
	BL501VA	

以上